

12月2日（水）

令和 2 年 12 月 2 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (38名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	岡 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。

本県では、新型コロナウイルス感染症流行の第3波の中、鳥インフルエンザも発生し、対応に当たる関係者の御尽力に敬意と感謝を申し上げます。コロナ感染者の一日も早い回復、鳥インフルエンザの一日も早い終息を祈り、質問に挑みます。

先月、現役大学生が自分の夢を具現化していくために、男女7名の学生が日替わり当番で経営している、ニシタチにある「HiDANE Bar」にて、5名の学生と開店前に意見交換を行いました。

学生たちは、「アフリカで教育支援がしたい」「美容医療でコンプレックスを持つ人の力になりたい」など、将来に対しての具体的な目標を持っています。大学や県が取り組むキャリア教育の成果も出ているのではないかと思います。早くから将来に対し目標意識を持つことは、その夢を応援する家族や教師にとっても、ありがたいことです。

これから高校や大学を卒業する若者たちが希望する職に就けるように、我々は応援しなければなりません。一方で本県にとっては、県外への若者の流出をどう食い止めるかというジレンマもあります。

このコロナ禍で、業種によっては大企業で

あっても来年の新規採用を抑える動きがあり、現在、県内の大学等就職内定率は53.3%と、前年よりも5.3ポイントダウンし、高校においては60.3%で2.9ポイントダウン、これまでの売手市場から一気に逆転した感があります。

このコロナは、既に大きな影響を世界経済に与えています。過去を見ても、バブル崩壊やリーマンショックなど経済に大きな影響があるときは、就職活動する学生のマインドにも大きな変化があります。

今、県が若者たちの思いを酌み取り対応することで、県外から若い世代を呼び込むことができるかもしれない。本県は農業県として、1次産業への就職メニューが充実しており、林業や農業に取り組みたいと、県外からも就農する若者たちがいる一方、2次、3次産業には、そのような就職支援メニューが少ないのではないかと思います。

知事は、現在の学生たちの就職や目標のトレンドをどのように感じ、学生らの就職を応援しようとしているのか。また、県内への就職定着に向けた知事の思いを伺います。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

先般、宮崎公立大学の学生に対して、本県の魅力や本県を支える人づくりなどに関する講義を、オンラインで行ったところであります。

講義後のアンケートでは、「県外で活躍したい」という声があった一方で、「本県の魅力を知り、県内就職を考えるきっかけとなった」「将来、地域に貢献したい」といった声もありまして、人口減少問題に直面する本県にとりまして、このような若者が育ってきていることを

非常に心強く思ったところであります。

御指摘のとおり、県外や国外で様々な経験を積み、活躍したいという思い、そういった志も大切にしたいと考える一方で、本県に残り、地域や産業の活性化に貢献しながら、自己実現を図りたいという思いに応えることも重要だと考えております。

コロナ禍で、今後、分散型社会構造への転換やデジタル化・リモート化などが進展し、地方にいても都市部と同様の知識やスキルを身につけ、活躍できる時代が遠からず到来するものと考えておりますので、今後とも、私が先頭に立って、本県の様々な魅力を発信することにより、高校生や大学生などの県内就職・定着が図られるよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 今年、県が、34歳から50歳の世代に当たる就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を初めて実施いたしました。3名の採用枠に対し175名が受験希望し、競争率が58.3倍という、受験者にとって狭き門となっております。

先日、2次試験が実施されたようでありますが、まずは、今回の採用試験が具体的にどのような内容であったのか、人事委員長に伺います。

○人事委員長（瀧砂公一君） 去る11月1日に実施いたしました、就職氷河期世代を対象とする採用試験につきましては、受験資格として、受験時の年齢が34歳から50歳でありまして、本年9月1日時点において、過去1年間、正規雇用されていない方々としたところであります。

また、1次試験におきましては、就職氷河期世代の方々が受験しやすい環境を整えるために、特別な公務員試験対策が必要でなく、かつ

民間企業でも広く採用されている、いわゆるSPI3試験を実施したところでございます。

○西村 賢議員 この世代の就職支援については、私も同世代に当たり、初当選以降、繰り返し様々な問題提起を行い、支援を求めてきました。ここにきてやっと実現したこの採用試験さえ、この世代の現状が浮き彫りとなっております。

今回試験を受けなかった人の中にも、定職に就けず、8050問題のように親の収入に頼り、引き籠もっている方もいるのではないかと思います。さらに、この世代の就職支援のために、県は二の矢、三の矢の対策を打つべきだと思います。

この採用試験の倍率についての知事の所感と、来年度以降の「氷河期世代採用枠」の実施見込み、また、採用枠を増員できないのかを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 就職氷河期世代を対象とした採用試験につきましては、社会全体で支援するという国の方針も踏まえ、今年度、新たに実施することとしたところであります。

試験の実施状況であります。採用予定数3名に対し175名から応募があり、就職活動の時期がバブル崩壊後の厳しい経済状況にあったがゆえに、本人の意思によらず就職できなかった方、また不安定な就労を余儀なくされた方が、これだけ多くいらっしゃるという現実を、改めて実感したところであります。

この取組につきましては、3年間にわたって実施することとしております。合計で10名程度の採用を現時点で予定しておりますが、来年度の試験における採用予定数につきましては、今年度の実施結果等を踏まえて検討してまいります。

今後も、就職氷河期世代のみならず、再チャレンジしようとする全ての方が、持てる力を発揮して生き生きと活動できる社会づくりを進めてまいります。

○西村 賢議員 知事にはよろしくお願い申し上げます。

これはもう、県だけの取組ではなく、民間企業にもこの世代の就職支援を広げていかなければならないと思いますが、今、県は国や経済団体と協力して、就職氷河期世代の就職のための体制づくりをしていると聞きます。今後どのように取り組むのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 就職氷河期世代への就職や採用等についての支援につきましては、全国的な課題でありますことから、本県でも労働局が中心となり、県や経済団体等も参加をいたしまして、「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を今年8月に設置したところであります。

この世代は、当時の経済情勢によりまして、就職できなかつたり、希望に添わない就職を余儀なくされ、早期離職を繰り返すなど、職務経験を十分に積むことができていない方もおられます。

このため、プラットフォームでは、相談体制の充実や職業訓練などのスキルアップ支援を行いますほか、正社員への転換や新規の雇用などを行った企業に対して支給されます国の助成金の活用も促しながら、安定した就労につなげていくこととしております。

○西村 賢議員 よろしく申し上げます。今年、この氷河期世代だけではなくて、新規卒業者も非常に苦しい立場にあると思いますので、県はこれらを踏まえて対策を講じていただきま

すように、お願い申し上げます。

続きまして、今年9月の台風10号で、椎葉村での土砂災害で亡くなられた外国人研修生の御冥福を祈り、いまだに見つからない3名の方々の発見を祈るばかりであります。先日、安田議員の質問にもありましたが、いまだ懸命な捜索を続けている方々に、敬意と感謝を申し上げます。

中山間地の防災対策であります。私も災害後に現場に行き、近隣の方と話しました。現場周辺に限らず、中山間地域は、どこで同様の災害が起こっても不思議ではないと心配する声も聞かれます。

永山副知事は、国交省から赴任いただきましたが、このコロナ禍で県民との交流が制限され、県内の視察もままならない状況だとは思いますが、このような中山間地域を多く抱える本県にあって、土砂災害対策についてどのように取り組んでいくのかを伺います。

○副知事（永山寛理君） 椎葉村の災害、私も発生直後に現地に赴きまして、その被害の甚大さと痛々しさを非常に痛感したところでございます。改めて早期復旧に向けて思いを強くしたところでございます。

その発災直後から国と連携いたしまして、土砂災害の専門家を派遣いただくなど、速やかに対策協議を進め、10月には補助事業の採択を受けたところでございまして、今議会に必要な補正予算もお願いしております。

議員御指摘のように、本県は中山間地域を多く抱えており、土砂災害対策は大変重要でありますことから、ハード対策としては、避難所や避難路等がある箇所など、優先度の高い箇所から砂防施設の整備を進めております。

さらに、ソフト対策として、住民の早期避難

が図られるよう、防災情報の提供や土砂災害防止教室などの啓発活動にも引き続き取り組むこととしております。

私としましては、これまでの経験や人とのつながりを生かしつつ、来年度以降も、防災・減災、国土強靱化対策に必要な予算をしっかりと確保した上で、今後とも「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策の推進に、全力で取り組んでまいります。

○西村 賢議員 副知事、よろしくお願ひいたします。

次に、コロナ禍における家庭内暴力、また児童虐待について質問いたします。

コロナ前の令和元年、本県の児童虐待が1,953件、前年比41%増と、本県の児童虐待は止まらない状況にあり、全国の前年比21%増と比べても憂うべき数字であります。

さらに、長期に及ぶコロナ禍で、国内の休業者が600万人を超え、完全失業者は215万人との惨状であり、自宅自粛や生活不安などのストレスによる家庭内暴力、児童虐待も増加しているのではないかと予想されますが、コロナ禍における県内のDVや児童虐待の相談対応状況を福祉保健部長、また、本年のDV事案や児童虐待事案の検挙件数を警察本部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の女性相談所における、今年1月から7月までのDVの相談受付件数は285件で、前年同期間の329件と比べ、44件、13.4%減少しております。

また、児童相談所における、同じく1月から7月までの児童虐待相談対応件数は1,142件で、前年同期間の1,045件と比べ、97件、9.3%増加しております。

新型コロナの影響により、配偶者や保護者が様々なストレスを抱えることによるリスクの高

まりのほか、DVや虐待の潜在化なども懸念されますことから、県としましては、今後とも、家庭に身近な市町村や学校、警察などの関係機関と連携を図り、地域における子供の見守りや、DVに関する相談・支援体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○警察本部長（阿部文彦君） 本年1月から10月末現在における、配偶者からの暴力事案、いわゆるDV事案の検挙件数は73件であり、前年同期と比べ4件増加しております。検挙の主な罪種は、暴行や傷害であります。

また、児童虐待事案の検挙件数は9件であり、前年同期と比べ3件減少しております。検挙の主な罪種は、DV事案と同様に、暴行や傷害であります。

警察といたしましては、これらの事案に対して、関係機関と緊密な連携を図りながら、被害者や被害児童の保護対策など、安全確保を最優先にした迅速・的確な対応に努めているところであります。

○西村 賢議員 福祉当局と警察当局の連携については、日頃より本当に敬意と感謝を申し上げます。

今、通常時であればそのようなことをしない人であっても、コロナ禍によるストレスで、つい暴力をふるってしまうということもあるかもしれません。福祉当局や警察本部におかれましては、被害者を助けることが当然優先ではありますが、加害者への対応もふだん以上に気を使っていたいただきたいと思います。

次に、本県のワーケーション推進について質問いたします。

現在、コロナの影響もあり、東京から他県への転出超過が4月から5,000人に上り、地方移住が加速しているとの報道がありました。今、リ

モータワークの拡大により、仕事と観光を両立する「ワーケーション」の動きも広がり、地域によっては、誘致に乗り出しているところも少なくありません。

先日、議会冒頭に、知事の提案理由説明の中で、椎葉村にコワーキングスペース「K a t e r i e」ができたとの報告があり、携帯電波が届きにくく、ネット環境に乏しい山間部での設置は、とてもうれしく思います。

さて、本県は美しい海岸線に恵まれ、北から南まで、サーフィンやダイビング、ヨットや釣りなど、マリンレジャーの宝庫であり、この海岸線は、都会に住む方々にとっては天国であります。また、実際にそれを目的に旅行や移住する方々も多数いて、その魅力は全国に発信されています。

しかし、これらの沿岸部の多くは、国立公園や都市計画調整区域に指定されているところが多く、ドライブイン等の休憩施設は立地が可能ですが、コワーキングスペースやシェアオフィスのような「働く場」の設置は難しいという話を聞きました。

現在では、カフェなどにW i - F i やコンセントを設置しているところも増えてきましたが、ここではオンライン会議や、安定した通信速度がありウイルス対策を徹底したW i - F i 環境を整えているわけではありません。ワーケーションを推進するには、短時間であってもしっかりと仕事をこなすことが重要でありますから、仕事ができる環境整備は重要な課題であります。

新しい働き方に現在の法律が追いついていないところもあるかとは思いますが、宮崎県内の国立公園や市街化調整区域において、コワーキングスペースのような「働く場」の設置ができないのか、環境森林部長、また県土整備部長に

伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県内には、「日豊海岸国立公園」など4つの国立公園が指定されておりまして、豊かな自然環境の中で働きながら休暇を過ごす、ワーケーションにも適した場所であると考えております。

公園内は、自然公園法に基づき、優れた風景地を保護するために、建築物の設置や土地の利用に関して規制がございますが、御質問のありましたコワーキングスペースにつきましては、住宅や店舗、宿泊・レジャー施設等と同様に、設置場所や規模、方法などが許認可等に必要な基準を満たせば、設置することは可能となっております。

事業者から御相談等があった場合には、その内容を十分に伺い、適切に対応してまいりたいと考えております。

○県土整備部長（明利浩久君） 市街化調整区域は、都市計画法において、市街化を抑制すべき区域とされておりまして、開発行為等により無秩序な市街地の拡大につながらないように、設置できる施設が法律で制限されております。

このため、コワーキングスペースなど、個別に規定されていない施設を設置する場合には、市や町が、地区の特性にふさわしい土地利用を図ることを目的としました一定規模以上の地区計画を新たに定め、その中で建築可能な施設として位置づけることができれば、設置は可能となります。

○西村 賢議員 両方ともに、できないことではないけれども、非常に厳しいハードルというか、基準というものがあるということが分かりました。できれば、こういったものをいち早く、他県に先駆けて整備していくということも、今、非常に宮崎県は優位な状況であります

ので、ぜひ柔軟に対応していただきますようお願いをしたいと思います。

今、コロナ禍で在宅勤務が広がり、既に、ある大手IT企業の社員は、それぞれが国内の好きな場所に引っ越して、テレワークで業務を行っているという話を聞きました。住環境がよく、一年中スポーツを楽しめる本県は、今こそ、大都市圏のIT企業に対し積極的に誘致を行うべきであると考えますが、現在、県は都市圏のIT企業などへどのようなアプローチを行っているのか、また、その成果を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、IT企業を誘致いたしますために、既に立地しておられますIT企業の紹介による企業訪問や、各種展示会への出展、それから誘致セミナーや視察ツアーの開催等を行ってきております。

今年度は、企業訪問等に制約を受けておりますので、新たな取組として、オンラインを活用した面談やセミナーにも取り組んでおり、都市圏では、これまで企業訪問や面談をいたしました108社のほか、セミナーに参加していただきました24社とも接触し、その結果、情報サービス産業の立地件数は、今年度8件となっております。

これらの企業は、コロナ禍を契機に普及しているテレワークによりまして、場所に捉われない働き方ができますことから、本県のゆとりある生活環境や、アウトドアスポーツを楽しみながら働くことができる立地環境などをしっかりとアピールし、企業誘致につなげてまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

コロナ禍にあっても、本県では県外からのサーフィンなどの海のレジャー客が増加しており、世界的なサーフィン大会の情報発信や本県のアピールが成功していると言えます。

しかし、一方で、年々、ごみの放置や無断駐車などの問題で、地域住民やサーファー間でのトラブルが増えている状況にあります。私の地元のサーファーをはじめ市民から、「海岸付近の駐車場を有料化し、その収益で、シャワーの設置や、清掃活動を行う周辺自治会の活動費に還元することはできないのか」という声を聞きます。

本来、市町村の範疇ではありますが、これらの問題は、例えば日向市に限らず、県下全域で起こっていることでもありますので、駐車場の有料化や無断駐車取締まりなど、県下一円ルールづくりをしないと、意味がないことでもあると思います。

サーフスポットやマリンレジャーの盛んな沿岸市町が連携して、駐車マナーなどの問題解決ができるように、県としての取組が必要と思いますが、県の考えはどうか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、サーフスポットや周辺の観光情報を紹介する「サーフガイドブック」を作成、配布しております。その中で、県サーフィン連盟とも連携いたしまして、各スポットの駐車ルールや注意事項等を記載いたしますとともに、県の観光情報サイト「旬ナビ」にも同様の情報を掲載し、サーファーに向けた駐車マナー等の周知を行っているところであります。

しかしながら、議員御指摘の状況もありまして、依然として駐車マナー等の課題があることは認識をしております。

一方で、今年5月の緊急事態宣言時に、コロナ対策としてではありますけれども、官民一体となって取り組みました駐車場の利用制限では、一定の成果が見られたところであり、こうした経験を踏まえ、県といたしましては、沿岸市町等と課題解決に向けた対策を検討する機会を増やすなど、これまで以上に連携して取り組むことで、サーフスポットの全県的な駐車マナー等の改善に努めてまいります。

○西村 賢議員 次に、少子化対策について伺います。

今年は、コロナ禍で長期にわたり自宅で過ごす時間が増え、来年は出生数が増えるのではないと言われていましたが、実際にはその逆で、全国の自治体が今年5月から7月に受理した妊娠届出は、前年同月比で11%減とあり、来年生まれる子供の数が大幅に減る見通しとなっています。

感染拡大による雇用情勢や出産環境の悪化が影響していると考えられ、今後の少子化対策にも大きく影響します。まず、コロナ禍における本県の妊娠届出の現状はどうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナウイルス感染症の流行が妊娠活動等へ及ぼす影響を把握することを目的としまして、厚生労働省において、平成30年1月から令和2年7月までの妊娠届出数の状況に関する調査を実施しております。

10月に公表されたその調査結果によりますと、本県における令和2年5月から7月までの妊娠届出数及び対前年同月比は、令和2年5月が597件、対前年同月比17.2%減と、全国と同様、大幅な減少となっておりますが、その後、6月は629件で対前年同月比0.2%減、7月は632

件で対前年同月比4.3%減と推移をしております。

○西村 賢議員 全国的ではないにしても、本県にもこの状況が来ているということであり、来年以降の出生数の減というのが非常に心配されますが、しっかりとケアできる部分はしていただきたいと思っております。

続きまして、不妊治療について質問いたします。

重松議員からも質問がありましたが、2018年に体外受精で生まれた子供の数は、過去最多の5万6,979人。体外受精で生まれる子供の数は年々増え、16.1人に1人が体外受精で生まれた計算になり、今後も不妊治療の担う役割は大きくなると思われまます。

菅総理が政策目標として掲げた「不妊治療の保険適用」について、先日の新聞報道では、「2022年に保険適用の拡大を目指す」とあり、今後、保険適用のカバーする範囲を検討すると思われまます。

この10月に、日本生殖補助医療標準化機関の理事長である蔵本ウイメンズクリニックの蔵本院長と意見交換を行い、不妊治療についての知見を伺ったところであります。

現在、不妊治療には、夫婦の症状に合わせた「オーダーメイド治療」が一般的であり、中でも体外受精など高度生殖医療は、関連経費を含めると、1回でも数十万円から100万円もかかる場所もあります。

一部、助成制度もありますが、夫婦の所得や年齢の制限があり、適用される場合でも、受診回数や金額の上限などがあります。また、女性側が治療に専念するため離職するケースなど、継続して妊活をしていくことは、夫婦共々負担が大きいのが実情であります。

このような多額の費用や心身の負担がかかる不妊治療に対し、今後、国が保険適用を拡大し、それによって助かる方々が増えること、また子供を授かれることを期待いたしますが、国の制度設計いかににかかわらず、本県独自の不妊治療対策にはどのようなものがあるのか、福祉保健部長に伺います

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県が単独で実施している不妊治療関係の対策としましては、まず、体外受精など特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療のうち、過去に凍結・保存した精子の融解費用に対する助成を行っており、その額は1回につき最大5万円となっております。

また、妊娠後に流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持たない不育症の治療に対し、1回の妊娠期間につき最大8万円を助成しております。

さらに、保険適用となる不妊治療や人工授精など、一般不妊治療費を助成する市町村に対し、その一部を補助しており、令和元年度は13市町村を対象としております。

○西村 賢議員 昨年でも、県全体で約900名の方が特定不妊治療の助成を受けていると聞きました。また、その総額は1億6,500万円ぐらいというふうに聞いております。

しかし、これらの助成制度に該当する方は全体の一部であり、先ほど申し上げたような夫婦の多額の負担を考えますと、助成金自体は「妊活の背中を押してくれる」程度であるとも考えられます。

所得制限や年齢制限の緩和について、県はどう考えているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のとおり、不妊治療は1回の治療費が高額であ

り、また、複数回にわたり治療が必要になる場合も多く、経済的負担から治療を継続できず、妊娠を諦める方も少なくないと聞いております。

このような中、現在国において、所得制限の撤廃など現行の助成制度の拡充が検討されており、県としましては、今後の国の動向を注視しながら、必要な準備を進めてまいります。

○西村 賢議員 この不妊治療の助成に対しては、様々な意見があると思います。年齢の問題、所得制限の問題、たくさんあると思いますが、1人でも多くの子供を授かれる家族が増えていくことを期待して、また県も後押しをしていただきたいと思います。

次に、細島港の整備について伺います。

いよいよ来年には、志布志道路、都城－志布志間の開通によって、志布志港へのアクセス向上が図られるとのことでした。喜ばしいことである一方で、東九州の貨物集荷の競争が激しくなります。本県の重要港湾細島港は、現在16号岸壁を整備中ではありますが、次の目標である大水深岸壁の18号岸壁の整備は、進捗が見えない状況にあります。

その中で、今、世界的なゼロカーボンの動きに県内企業も対応し始め、旭化成は、延岡市にある自社の石炭火力発電を、2030年までにゼロにする計画を発表しました。実現すると、現在、細島港の輸入貨物の3割を占め、年間45万トンを受け入れている石炭が、10年後にはかなり少なくなるのではと予想されます。

さらに、ゼロカーボン政策を訴えている米国のバイデン政権誕生など、昨今の世界のゼロカーボンの急展開を考えた場合、さらに前倒しされる可能性もあり、近い将来には石炭輸入自体がゼロになるのではとも考えられます。

細島港における取扱貨物の減少が及ぼす港湾整備計画への影響と、代替貨物の確保について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 細島港港湾計画は、平成28年2月に改定しまして、今後15年ほど先の取扱貨物などを見込みまして、将来の整備や利用の方針を定めたものであります。

取扱貨物量は、約380万トン前後で、近年、ほぼ横ばいで推移しておりますが、議員御指摘のとおり、仮に石炭の取扱量の減少が進みますと、港湾計画に基づく整備への影響が懸念されるところであります。

一方で、ローロー船の大型化やコロナ禍にあっての11月の台湾コンテナ航路の再開、さらには、高速道路網等の整備による交通ネットワークを生かした機能の強化など、港を取り巻く環境も変化してきております。

これらの変化を踏まえ、代替貨物の確保につきましては、近年急増している林産品をはじめ、県内貨物を確実に取り込むとともに、新たな貨物の発掘に向けて、ポートセールス活動に努めてまいります。

○西村 賢議員 続けますが、報道によりますと、この数か月で、海上コンテナ不足により国内の輸出入が大変な状況になっていると聞きます。

日向市内の海運業者に聞きますと、杉丸太を今、細島港から台湾へ40フィートコンテナで輸出していますが、空コンテナ不足により約4割落ち込んでいるそうです。また、コンテナ不足に伴い、海上コンテナ運賃も数週間で値上がりし、通常より3割から6割ほど値上がりになっているそうです。

また、同社は宮崎県内の畜産農家に牧草を輸入販売しておりますが、現在、輸出国である

オーストラリアからの入荷が1か月遅れ、さらに新規契約にも支障が出てきている状況であり、志布志や博多、神戸などの同業他社も、全てが同じ状況にあるようであります。この状況が続けば、宮崎県の畜産農家は、餌不足と運賃転嫁による価格高騰の懸念があります。

世界経済の動きの中で、中国から欧米への輸出が集中し、コンテナを集めるため、より高い船運賃を中国の荷主が支払うためであり、それが国内のコンテナ不足の一因となっているようであります。

これは宮崎県だけの問題ではなく、国際的な問題でもありますが、世界的な運賃の高騰、コンテナ不足の影響について、県の現状認識を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 海上コンテナにつきましては、アジアからアメリカ向けの輸送が増加し、コンテナが集中しておりますことから、議員御指摘のとおり、世界的にコンテナの運賃高騰や不足が報道されているところでございます。

県内の複数の事業者を確認したところによると、一部の貨物には、その影響が出始めている状況にありますが、県全体で見ますと、現在のところ限定的でありまして、大きな影響には至っていないものと考えております。

しかしながら、世界的なコンテナ不足の状況が長引くようであれば、本県への影響も懸念されますことから、関係者と常に情報を共有し、今後の動向について注視してまいりますとともに、引き続きコンテナ貨物の確保に努めてまいります。

○西村 賢議員 我々も要望活動等、いろいろ行っておりますけれども、そのときに、国が港湾整備を行う際には、その港湾の取り扱う貨物

が増えているのか、また今後、その港湾のニーズがあるのかを、整備計画を進める上で重要な指標としていると思います。

石炭輸入の減少、また、今後の慢性的なコンテナ不足による輸出輸入量の減少は、細島港の今後の整備に大きく影響すると思います。県はしっかりと対策を講じて、港湾整備が進むように御尽力いただきたいと、要望申し上げます。

次に、細島港の整備計画の中に、細島商業港周辺の公園化があり、その中で、プレジャーボートが停泊できる小型船だまりの早期整備を望む声があります。

細島商業港は天然の良港であり、水深も確保できることから、愛好家から見ると、この港はとても人気があるようであります。しかし、既に停泊できる空きスペースがないそうで、利用者からは、「港湾内の一部スペースに浮き桟橋を設置するだけで、安価で係留する船を増やせるのではないか」との声が上がっています。

細島商業港の小型船だまりの整備状況、また周辺の緑地の整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 細島港商業港地区では、にぎわいや港に親しむ空間を創出するために、小型船だまりや緑地の整備を行うこととしておりまして、これまで、商業港の活性化に向けて、地元関係者で構成します協議会で意見交換を行ってまいりました。

小型船だまりにつきましては、整備予定地の背後を、現在チップ置場として使用しておりまして、当分の間、貨物の積卸場として利用せざるを得ない状況にあります。

このため、地元の意見等も踏まえまして、まずは、「みなとオアシス」に登録されました「海の駅ほそしま」周辺を緑地の一部として整

備することとしており、現在、駐車場やトイレについて、レイアウトやデザインなどを検討しているところでございます。

今後とも、地元の意見を伺いながら、地域活性化につながる港となるよう、整備に努めてまいります。

○西村 賢議員 先ほど、愛好家の方の話もありましたけれども、今、県内の港には、ゲスト船を含めて、プレジャーボートを停泊する余裕があるのか。港によっては、所有者が不在になり放置されている船が邪魔であるなど、廃船問題が発生しているとも聞きます。放置されると、陸上に引き揚げ処分しない限り、港に放置状態になってしまいます。

直近では、平成30年に国が、県内のプレジャーボートを管理するための調査を行ったと聞きますが、結果、県内の港における違法係留や取締りはどうなっているのか、現在の船舶の管理状況はどうかを、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） プレジャーボートにつきましては、全国的に利用が増加しまして、無秩序な係留等が問題となったため、本県では、平成22年度以降、地元と調整の上で、順次、係留施設の使用許可制を導入し、管理しております。

現在、港湾・漁港合わせまして38港中36港で許可制を導入し、停泊場所を確保しておりますが、今年9月末時点で、1,202隻が県の管理する係留施設を利用しており、そのうち、許可を受けていない不法係留が36隻、許可は受けているものの使用料を支払っていないものが25隻あります。

このため、取締り等につきましては、海上保安庁など関係機関と連携して指導を行うとともに

に、撤去命令や差押え等の法令に基づく対応も行っております。

県としましては、所有者不明の放置艇対策なども進め、全ての方々が港を安全に利用できるよう、適正な管理に努めてまいります。

○西村 賢議員 この不法係留対策というのが、今後重要になってくると思いますし、高齢化によって、もう使わない船がずっと係留されていくというのも、また問題になってくるかと思えます。

また一方で、プレジャーボートの方などを含めて、港を利用したいという方々の声もありますので、その駐車場問題ではないんですが、船がしっかりと停泊できるよう、問題を解決していただきたいと思えます。

次に移ります。次に、日向はまぐり碁石の振興について伺います。

囲碁の愛好者は世界中に4,000万人いると言われて、世界中で親しまれております。その囲碁で使う白い碁石は、日向市の特産である「はまぐり碁石」であります。ちなみに黒い碁石は、「那智黒」と呼ばれる三重県熊野産の黒石が原料です。高品質な碁石は、国内のみならず海外にも輸出され、高い評価を得てきました。

日向市の碁石生産の歴史は、明治時代から、お倉ヶ浜で取れるハマグリを採取し、加工して行ってきました。しかし、1970年頃からハマグリ採取量が減り、メキシコ産に依存。それもメキシコでの環境保全の高まりから、海外原料も高騰して、まとまった量の輸入が難しい状況にあります。今は、過去の原料の在庫で切り盛りしている状況のようです。

以前は、碁石組合も10社程度ありましたが、半数以下となり、組合自体も現在では解散、職人の高齢化や経営の存続など、この碁石製造の

伝統文化の継承の上でも危惧される状況にあります。

今、国においては、伝統的工芸品産業の支援を行っており、指定要件を満たすものを、経済産業大臣が「伝統的工芸品」として指定しています。伝統的工芸品には「伝統証紙・伝統マーク」を発行し、国がお墨つきを与えているわけですが、これは国内外で信用を得る上でも、製品を売り込む際にも重要なマークであります。

この国の伝統的工芸品に指定されるため、県の記録によりますと、平成5年、26年前に一度、この「はまぐり碁石」が申請を行ったようですが、当時は認定に至らなかったようであります。

当時は、碁石製造からの歴史が86年目ぐらいであったことから、伝統工芸としての100年以上とする条件に満たなかったからではないかと推測されますが、現在では112年を超え、その部分は条件を満たしております。

しかしながら、申請には工芸品の産地組合等からの申請に基づくとあり、組合が解散した現在では、なかなか申請することもできません。

県は伝統的工芸品として、「日向はまぐり碁石」を認定していただいておりますが、県が後ろ盾となって、国の伝統的工芸品としての指定に向けた支援ができないのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 「日向はまぐり碁石」は、県の伝統的工芸品に指定されておきまして、伝統技術の継承や地域産業の振興の観点から、後世に伝えていくべき貴重な財産であると認識しております。

御質問にありました国の伝統的工芸品は、国の実施要領におきまして、「製造技術又は技法が100年以上の歴史を有すること」あるいは、

「製造する事業者が10以上又は従事者が30人以上」など5つの指定基準が定められております。「日向はまぐり基石」につきましては、この全ての基準を満たしている状況にはないのではないかと考えられるところであります。

このため、国の指定基準の具体的な運用方法、あるいは事業者の実態を把握する、そういったことをやりますとともに、他県における同様の事例の有無について調査等を行い、要件緩和など、国への要望につなげてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 他県の事例を出すのはばかられますけれども、他県によっては、もう1社しかない産業が認定されているところもあるようです。物自体ではなくて、どうにかそのハードルをクリアすれば、伝統ある「はまぐり基石」をしっかりと認めていただけるのではないかと、期待するところであります。県当局におきましては、何とかお力添えを賜りますようお願いをしたいと思います。

その原料でありますハマグリは資源確保についての質問を行います。

基石づくりで使用するハマグリは、10年以上生育したものが必要であり、長期間生き抜いた大きなハマグリが必要であります。日向市のお倉ヶ浜では、様々な要因からハマグリが取れなくなり、禁漁区を設け、日向市もその間、様々な資源回復活動を行っており、もしかすると今、資源も回復しているのではないかと淡い期待を持っていますが、現在のハマグリは資源状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員の御質問にありました本県産のハマグリについては、チョウセンハマグリとっておりますが、統計資料がある昭和40年以降、漁獲量が10トン以上

となる期間が3回ほどございましたが、それ以外の期間は1トン程度で低迷しているところでございます。

また、昭和43年に県が日向市沿岸の一部に設定いたしましたハマグリ漁の禁止区域におきましても、資源は回復しておらず、さらに、茨城県や千葉県などの主要な産地におきましても、本県と同様に漁獲量が低迷しております。

これらのことから、近年の資源低迷につきましては、水温や餌の量などの海洋環境の影響が大きいと考えられますが、過去と同様、年によっては一時的に増える可能性も予想されているところでございます。

○西村 賢議員 日向市が平成27年より、波打ち際を調査する「坪刈り調査」を行っております。そこでは、「稚貝の生育個体数は低水準だが、出現個体数が微増傾向にある」との報告があります。さらに、「長年行われていないけれども、ハマグリは生息域のより深い水域を、船舶等を用いた「けた曳き」による調査を行ってほしい」という声も上がっています。

けた曳きによる生息調査ができないのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） チョウセンハマグリは生息状況につきましては、現在、日向市と漁協により、波打ち際での稚貝の調査が行われておりますが、来年度以降、沖合域においても状況を把握するため、「けた」と呼ばれます、かぎ爪のついた漁具を船舶で引っ張って海底の貝類を採取する、いわゆる「けた曳き」調査の実施が検討されていると伺っております。

県といたしましては、調査実施に当たりましては、水産試験場から必要な機材の提供や、技術的な指導を行うなど、しっかり協力してまい

りたいと思っております。

○西村 賢議員 かつて日向市では、平成15年頃まで稚貝の放流を行い、資源確保に取り組んでいたようであります。現在では稚貝放流はやっていないようではありますが、稚貝放流を中止しているその理由と稚貝放流の再開ができるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 稚貝の放流につきましては、日向市と漁協が、議員御指摘のように平成15年まで行っておりましたけれども、放流用稚貝の産地である茨城県での不漁により、稚貝の入手ができなくなったことや、それまでの放流による漁獲量の増加が見られなかったことから、その後は行われておりません。

現在、日向市は、波打ち際での生息状況調査や密漁の監視、資源保護の啓発活動を行っておりますが、今後も、これらの取組を継続するとともに、調査の拡充を検討するなど、放流以外の取組を進める方向であると伺っております。

本県のチョウセンハマグリは、再び一時的に増える可能性もございますので、県といたしましては、こういった兆候をしっかりと捉え、適切に利用できるよう、日向市や漁協と協力・連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この稚貝の研究というのも、非常に大事なテーマかと思えます。県においても水産試験場がありますので、こういった貝の増減、ハマグリが増減に対しては、しっかりと研究していくということをお願いしたいと思います。

また、このハマグリ資源につきましては、昔から山が海をつくといいですか、やはり山のいろんな有益な物質が海に流れて、それで貝が生育していったのではないかなと、私も思う

ところがあります。しっかり山をつくっていくということも重要ではないかなと思います。

最後の質問になりますが、日本棋院の発表では、近年、囲碁の愛好家が増えているということでもあります。延期された国民文化祭の囲碁大会の成功も期待するところではありますが、囲碁は頭の発達にもよいと言われており、子供たちにもっと囲碁について知ってもらう必要もあるかと思えます。

今後の囲碁文化の振興のため、学校現場の取組の中で、県内高校生の囲碁部の活動の現状について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 宮崎県高等学校文化連盟が例年行っております調査では、5月1日現在、囲碁部を設置している県内の高校は、私立高校を含め12校であり、総部員数は56名となっております。

各校とも、全国高等学校総合文化祭等の上位大会出場を目指し、日々、練習に取り組んでいるところでもあります。

昨年度、本県で開催されました全九州高等学校総合文化祭の囲碁部門では、女子の個人戦におきまして、都城泉ヶ丘高校の生徒が優勝するなど、優秀な成績を上げているところでございます。

○西村 賢議員 ありがとうございます。すごく優秀な方もいらっしゃるということで、今後も期待ができますが、私自身は小学生の頃から、「はまぐり碁石」が日向の名産だということは知っておりましたけれども、囲碁自体のルールには非常に疎い部分もあります。

これから私も勉強していきたいと思いますが、この碁石の問題というのは喫緊の課題であります。県当局におかれましても、この碁石の振興のためにお力添え賜りますようお願い申

し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の横田照夫です。日向市と都農町で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。防疫措置、殺処分作業などに出させていただいております県職員をはじめ関係者の皆様に、心から感謝とねぎらいの気持ちを表させていただきまして、一般質問に入らせていただきます。

まず、菅首相の政策に関連して質問させていただきます。

8月28日、安倍首相は、持病悪化のため総理大臣の職を辞任すると表明されました。そのことを受け、9月16日に衆参両議院で行われた総理大臣指名選挙におきまして、菅義偉氏が第99代総理大臣に指名され、正式に菅新内閣が誕生いたしました。

菅首相は、就任以来、次々と新たな政策を打ち出しておられ、行政の縦割り、既得権益、あしき前例主義を打ち破って、規制改革を全力で進めるとも言ってこられています。知事が変わった場合でも、新知事の公約に沿って長期計画等をつくり直し、全庁挙げてその実現に向けて動いていきますが、それと同じように、菅首相の政策も全省庁挙げて取り組むことになると思います。

そこで、知事は、こういう菅首相の思い、政策をどのように判断されているのか、知事の所感をお伺いいたします。

壇上からの質問は以上とし、あとの質問は質問者席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

現在、我が国では経済・社会のグローバル化

や高度情報化の進展によりまして、社会構造や経済情勢が大きく変化をしております。さらに、新型コロナの発生によりまして、想像以上のスピードで、新たな経済社会、そして国民の意識に変化が生じてきております。

従来 of 制度や枠組みの見直しを含め、これらに早急に対応することが、大きな行政課題となっております。

このような中、菅政権が目指しておられます様々な規制緩和が進み、同時にデジタル化が加速する社会づくりは、我が国経済の成長力を将来にわたって維持・強化するとともに、国民の社会生活環境を維持改善するために、大変重要な取組であると考えております。

未曾有の国難に直面している今日、議員御指摘の行政の縦割りなどの課題を乗り越え、国民共通理解のもとに必要な取組を進め、将来の我が国の発展を見据えた、コロナと共に生きていく新しい社会を、関係者や関係機関が一体となって構築していくことが重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 本県においても、いわゆる縦割り行政の弊害により、県政の課題の解決が思うように進まない実態があるのではないかと思いますが、それを解消するためにどのように取り組んでいるのかを、知事にお尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 行政課題は複雑多様化しております。これに的確に対応した戦略的な政策を実行していくためには、庁内の様々な部局の職員が一体となって、分野横断的な取組を進める必要があります。

このため、各部局長等を構成員とする庁議を定期的に開催し、諸施策の総合調整を図りますとともに、部局をまたがる重要政策の実施に当たりましては、私や副知事をトップとする「本

部会議」を設置して、課題の認識や情報の共有化を図り、方向性を一つにして取り組んでいるところでもあります。コロナしかり、鳥インフル対応しかり、また様々な交通、物流の問題しかり、様々なテーマで設置をしております。

また、職員には、自らの業務の枠や前例にとられない柔軟な発想が求められますので、様々な分野の職場を経験させるとともに、研修なども活用しながら、幅広い視野を持った職員の育成にも努めているところでもあります。

さらに、横の連携という観点からは、国や市町村との協力関係も重要と考えております。今後とも、組織や分野を超えた取組を進めることによりまして、直面する複雑多岐にわたる諸課題の解決に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 先日、河野太郎行革担当大臣は、高知市の図書館を視察されたそうです。この図書館は、県立と市立を一体化させたもので、県と市の共同運営は全国初の形態だそうです。こういうところを視察されたことを考えますと、国は、県と市町村間の縦割り行政も視野に入れているということではないでしょうか。

コロナの新規感染者の発表が県と宮崎市に分かれているのも、何とも分かりづらいです。県民にとって分かりやすい行政になるように努力をしていただくよう、お願いいたします。

菅首相は就任以来、行政のデジタル化に向けて障害となる規制を見直す意向を表明していましたが、10月7日の第1回規制改革推進会議で、全省庁を対象に、押印廃止などの行政手続の見直しに向けた方針を近日中に取りまとめるよう指示されました。

このことを受けて、全国の自治体でも判こ廃止の動きが加速しており、都道府県と主要都市の8割が決定もしくは検討を始めたということ

です。本県でも日南市が、市民が提出する申請書類などへの押印を段階的に廃止すると発表しました。

こういった動きに対して、全国でも有数の判こ産地である山梨県議会は、印章制度の維持を求める意見書を全会一致で可決し、テレワークを推進する上で、押印が阻害要因になっているとの論調を挙げ、「印章産業が不当におとしめられている」と訴え、判こが全て不要といった誤った認識を与えないよう、的確な周知を求めているそうです。

自民党有志でつくる判こ議連も、「拙速で行き過ぎた脱判こにより、押印に対する国民の信頼が揺らいでいる」と異議を唱えています。

私も、印章技能士会の皆さんと親交をいただいておりますので、今回の動きを「判こ屋さん」がどのような気持ちで見られるのだろうかと考えると、切なくなります。

知事は、この「脱判こ」の動きをどのように受け止めておられるのか、また、宮崎県庁として、押印制度を今後どのような方向にもっていく考えなのかをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） コロナ対応が課題となる中で、テレワークの推進とデジタル時代に向けた取組の一環としまして、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しが求められているところでもあります。

このうち、河野大臣が強く進めておられる押印の廃止が、「脱判こ」ということで注目されておりますが、これは、あくまでも行政手続の簡素化・効率化の手段の一つでありまして、我が国の社会経済の中で、印章制度そのものがなくなるわけではないと認識をしておりますし、長年にわたり培われた文化としての印章というものの、例えば美術の世界では篆刻というものが

あつたりします。それは大切に守っていくべきものであろうかと考えております。

この「脱判こ」のようなキーワードというのは、非常にインパクトがある一方で、誤解を与えかねないものだとすることを改めて感じます。以前、ペーパーレスという言葉について御質問をいただいたことがありまして、省資源の観点からは非常に重要な取組であるにしろ、紙が必要ないものであるかのような印象を与えてしまうということで、しっかりとその辺の丁寧な説明が必要であらうかと考えております。

県としましては、今回の社会的な要請を踏まえ、申請書等への押印につきまして、必要性等を十分検討した上で、厳格な本人確認や、債務保証の意思確認を要するものなど、必要な押印は維持するとともに、県民の利便性向上につながるよう、支障のないものについて廃止することとし、オンライン化の推進等、行政手続の簡素化・効率化を図ってまいります。

○横田照夫議員 ありがとうございます。

菅首相は、所信表明演説の中で、「2050年までに国内の温室効果ガス排出をゼロにする」と宣言されました。EUは、既に「50年実質ゼロ」を掲げており、中国も60年までに「実質ゼロ」とする目標を掲げたほか、アメリカのバイデン次期大統領も、温暖化対策に積極的に取り組む姿勢を見せております。

我が国も、ようやく2050年という具体的な年限を示して、地球温暖化対策に取り組むということだと思えます。また、衆議院では、先週19日の本会議で、自民党の古川禎久議員が、「超党派気候非常事態宣言決議実現を目指す会」の事務局長として宣言採択を進めてきた、「気候非常事態宣言」が採択され、「一日も早い脱炭素社会の実現に向けた取組の強化」が宣言され

ています。

そこで、2050年ゼロカーボンについて、知事の意気込みをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 気候非常事態とも言われるような現在の厳しい状況におきまして、地球温暖化対策は世界共通の課題であります。CO₂などの温室効果ガス排出量の実質ゼロに取り組むことは、将来世代に対する責務としても大変重要であると考えております。

このため、現在策定中の第四次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクトとしまして、「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げまして、「省エネルギー・省資源の推進」「再生可能エネルギーの導入拡大」「森林吸収量の維持」「環境保全を支える人材づくり」の4つを柱として施策を展開していくこととしております。

国におきましては、エネルギー基本計画の見直しや、再生可能エネルギー拡大につながる技術革新、グリーン投資への支援のほか、優遇税制の検討など、実現に向けた動きが加速していくものと思われまます。

県としましても、こうした動きに的確に対応するとともに、本県の恵まれた自然環境や、豊かな森林を最大限に生かしながら、実質ゼロ達成に向け、積極的に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 政府は、目標の達成に向けて再生エネルギーの議論を加速させるとともに、電気自動車の急速充電設備よりも遅れている水素ステーションの設置拡大など、排出量の削減を促進するための具体的な政策を打ち出す方針だということです。

自動車業界は、脱炭素社会の実現に向けたイノベーション創出の取組を加速させるようです。経団連が発表した二酸化炭素排出ゼロを目指す「チャレンジ・ゼロ」宣言には、トヨタ自

自動車や日産自動車、マツダ、三菱自動車のほか、多数のサプライヤーなども参加を決めたそうです。

燃料電池車の低コスト化につながる技術開発や、電気自動車を組み込んだ社会インフラづくりなど、企業主導の技術革新を通じて、カーボンフリー社会の実現に貢献するという事です。

こういうことを考えますと、水素社会に向けて、すごいスピードで変革が起こっていくのではないのでしょうか。

私はこれまで、宮崎大学の太陽光発電を利用した水素製造の研究が実用化できるレベルにあるということから、宮崎県を水素製造と燃料電池製造の生産拠点にできないものかと考えてきましたが、宮崎大学の教授は、「政府の方針が電気自動車の方にベクトルが向いているので、水素製造や燃料電池製造に向かうのかどうかは不透明だ」と言われ、残念な思いがしました。でも、今回のことで、ベクトルは間違いなく水素製造の方にも向いてきたと思います。

そこで、改めて質問しますが、宮崎県も水素製造と燃料電池製造の拠点化等に取り組むべきと考えますが、総合政策部長の県としての考えをお聞きかせください。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、平成30年1月に「みやざき水素スマートコミュニティ構想」を策定しまして、家庭用燃料電池の普及促進のほか、議員から御紹介のありました、宮崎大学における太陽光を活用した水素製造の研究支援といった、本県ならではの取組などを実施してきております。

このような中、今般、国におきまして、2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにする方向性が示されたことにより、今後は水素の活用につ

いても大きく前進することが期待される場所でもあります。

水素エネルギーの本格的な普及には、低コスト化などの課題がありますが、県といたしましては、引き続き、大学や産業界との連携を図りながら、県内の技術を生かした新たな産業の創出等を目指し、水素の利用促進や製造技術の実用化に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 本県に新たな産業を興して、県民に夢と希望を与えたいものだと思います。関心を持ってくれる企業の掘り起こし等も含めて、御努力をお願いいたします。

もう一つ、温室効果ガスに関連して、フロン類の回収について質問します。

冷蔵庫などの冷媒には、以前は特定フロンが使われていましたが、オゾン層を破壊することが分かり、使用が規制されました。その代わりに広く使用されるようになったのが、オゾン層を破壊しない代替フロンです。しかし、代替フロンは、最大で二酸化炭素の1万倍もの温室効果があるということが分かり、2016年に新たに規制対象になりました。

そこで、「フロン排出抑制法」が改正され、本年4月1日に全面施行され、これまでできなかった、県による解体工事場所への立入検査が可能になるなど、フロン類取扱いの規制がさらに厳しくなりました。

国としての「2050年までに温室効果ガス排出をゼロにする」という方針が出された以上、改正フロン法に基づいて、フロン類回収に向けてより適切に対応すべきだと考えますが、環境森林部長、いかがでしょうか。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員御指摘のように、今回の法改正によりまして、同法に基

づく建物の解体工事場所への立入検査が可能となりましたことから、解体の届出を受けます土木事務所などから、業務用エアコン等が残っているとの情報提供を受けた場合や、保健所の巡回パトロールのときに立入検査を行うことといたしております。

また、機器を廃棄する際のフロン類回収済み証明書の交付及び、その確認の義務づけや罰則の強化など、法改正の内容につきましては、業務用エアコン等の使用者やリサイクル業者などに対し、説明会等により周知を図ったところであり、さらに、これら関係者への立入検査などで、改正内容が適正に履行されているか、確認や指導等を行うことといたしております。

今後とも、法改正の趣旨等を踏まえた適切な対応に努めることにより、フロン類の確実な回収を促進してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 よろしく願いいたします。

次に、事業承継について伺います。

本県でも、近年、企業の休廃業・解散が高い水準で推移していることから、2015年に宮崎商工会議所が「宮崎県事業引継ぎ支援センター」を、さらに2018年には「宮崎県事業承継ネットワーク」を立ち上げ、円滑な事業承継の推進に努力をしてくれておられます。

企業の休廃業・解散が進むと、県内の雇用や経済にとつともなく大きな影響が出てまいりますので、事業承継を推進していくことは極めて重要なことだと思います。

そこで、これまでの県内における事業承継の取組実績について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 平成27年8月に開設されました「事業引継ぎ支援センター」では、第三者承継を中心に、マッチング

等の支援を行っておりまして、本年10月末までの累計で、359件の企業譲渡の相談を受け、成約に至った件数は78件となっており、年々、順調に支援実績を伸ばしているところであります。

また、平成30年4月に立ち上げられました「事業承継ネットワーク」では、商工団体や金融機関等の関係機関が、親族内承継を中心に支援しておりまして、後継者の有無などをヒアリングする「事業承継診断」を、昨年度までの2年間で4,770件実施しております。

そのうち、支援を希望された約2,100件につきましては、順次、課題の整理などの個別の支援が継続して行われているところであります。

○横田照夫議員 今回のコロナ禍の影響で、企業はさらに厳しい状況に追い込まれているのではないのでしょうか。これまでは給付金とか支援金等で何とかつないできた企業も、景気低迷等での発注減少などで、これからのほうが受ける影響は大きいのではないかと感じます。

コロナ禍の影響で、今後の企業の存続をどのように見通しているのかを、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナを要因といたします負債額1,000万円以上の県内企業の倒産は、今年度は10月末時点で5件あります。倒産件数全体を見ましても、例年と比べて低い水準で推移しておりまして、現状では、各種の資金繰り支援策等が、事業継続に一定の効果を発揮しているものと考えております。

一方で、民間の信用調査会社が、7月に九州・沖縄の企業を対象に調査したところによりますと、新型コロナの影響が長引いた場合、廃業を検討する可能性のある中小企業は6.77%に上るとされておりまして、これは、昨年の本県の

休廃業率である2.12%の3倍を超える数値となっております。

このため、今後、業績回復の見通しが立たない状況となれば、企業の倒産や休廃業の増加の可能性があるというふうに懸念をしているところでございます。

○横田照夫議員 当然、事業承継にも今回のコロナ禍が影響を及ぼすのではないのでしょうか。特に小規模事業者は、新型コロナウイルス感染症の拡大と影響の長期化から売上げは急減し、事業継続が危ぶまれる状況にあるのではないかと思います。

このような危機的状況下で、事業継続や事業承継の推進、IT化の推進など、小規模事業者の持続的発展につなげるためにも、その身近な相談機関である商工会の人員増強などにしっかりと取り組むべきではないかと考えますが、県の考えを商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 商工会は、小規模事業者にも最も身近な支援機関として、地域経済を下支えするとともに、地域振興にも寄与するなど、各地域において大きな役割を担っていただいております。

特に今年度は、国や県、市町村の新型コロナウイルス対策事業の実施主体となるなど、その重要性が再認識されたところであります。また、新型コロナウイルスからの事業回復に加えて、事業承継やICT活用推進など、新たな課題に対応していく指導力の強化も求められております。

このため、県といたしましては、商工会や市町村とも意見交換を行いながら、これからの商工会の在り方、あるいは経営指導の在り方等について、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひともよろしく願いいたします。

昨年度の新規事業で「農業経営者資源承継モデル構築事業」がありました。この事業では、離農者等の有する施設、技術、経験等の農業経営資源を、就農希望者等に円滑に引き継ぐための仕組みづくりを進めることとしていました。

また、同じく新規事業の「沿岸漁業経営資源承継円滑化事業」でも、中古漁船等の有形資源のデータベース化と就業希望者とのマッチングにより、新規就業者への漁船等の承継を進めるというものでした。どちらの事業も、就業時の初期投資の軽減と早期の所得確保を図り、希望者が就業しやすい環境を整備することを目的としておりました。

そこで、両事業のこれまでの成果・実績はどうであったのか、また、それらの成果・実績を受けて、今後どのように事業展開していくのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 承継事業につきましては、まず農業では、中古ハウスや畜産施設の改修及び技術等の移転を支援いたしまして、この2年間で21件の経営資源が新規就農者に引き継がれ、そのうち16件は経営本体も承継されております。

また漁業では、中古漁船や養殖資材等の導入を支援いたしまして、同じく12件の経営資源が新規就業者等に引き継がれ、うち7件が経営承継されております。

県といたしましては、この取組をさらに推進するため、市町村や関係団体と連携しまして、施設や技術等の円滑な承継を支援するマニュアル整備や、担い手協議会等を核とする地域単位でのマッチングの仕組みづくりを現在進めております。

さらに農業では、中古施設等の取引価格試算アプリを、漁業では、リタイア漁師等の技術伝承アプリを現在開発中でございまして、今後とも、多様な担い手が農水産業へ就業できる環境整備に、積極的に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 農業にしても漁業にしても、成果が出ているということが大変うれしく思います。新規就業者が地域に溶け込むことも大事ですので、その方面でもしっかりとした取組をお願いしたいと思います。

我が国の高齢化問題は、医療機関にも大きな影響を及ぼしているようです。開業医の高齢化が加速し、後継者がいないために、やむを得ず廃業する医療機関が増えているそうです。診療所における60歳以上の医師の割合は、47.3%と半数近くに上り、一般企業であれば定年を迎え引退する年代が半数近くを占めています。

帝国データバンクの調査では、ちょっと古いのですが、「2014年医療機関の休廃業・解散動向調査」によると、休廃業・解散した医療機関は、前年度比12.7%増の347件で、集計を開始した2007年度以降で最多となったそうです。

病院、診療所、歯科医院等、全業態で増加していますが、特に診療所の休廃業・解散が圧倒的に多いようです。休廃業・解散に至った医療機関の代表の年齢は、60歳以上が74.8%を占めており、高齢化がその原因と考えられますが、医療法人の解散件数など本県の状況を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県では、昨年度、9医療法人が解散しておりますが、解散の理由は、理事長の健康面の問題により診療の継続が困難となったものが5法人、理事長の高齢化によるものが2法人、理事長の死亡によるものが2法人となっております。

平成30年度も、9医療法人が解散し、このうち理事長の健康面の問題によるものが5法人、理事長の高齢化によるものが2法人、収支の悪化によるものが2法人となっております。

○横田照夫議員 健康面の問題というのが多いようですが、これも高齢化によるものじゃないでしょうか。一代で築いた、また先代から継承した大事な診療所を、後継者がいないために存続できないことは、当事者はもちろん、地域の患者にとっても不幸なことです。

また、身近な診療所がなくなったことで、救急病院を軽症患者が多く受診するようなことになると、医療崩壊にもつながるのではないのでしょうか。そういうことを防ぐためにも、休廃業・解散するような診療所にも事業継承を推進することが必要ではないかと考えます。

診療所の廃業は、地域住民にとっても切実な問題なので、第三者による継承開業で診療所が存続できるのであれば、地域医療にも大きな貢献となります。企業の事業承継と同じように、診療所等が廃業する場合に第三者による継承開業を推進するシステムを早急に構築する必要があるのではないかとと思いますが、どのようにお考えかを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 診療所等の事業承継につきましては、県事業引継ぎ支援センターでは、個人開設の医療機関も対象とされております。

また、県医師会において、事業承継税制等をテーマとしたセミナーを開催されていると伺っており、今後も、医療機関の事業承継が円滑になされるよう、県医師会等とも意見交換してまいります。

○横田照夫議員 聞いたところによると、医療機関で事業引継ぎ支援センターに相談があった

事例はないということです。県としては、診療所の開設を認可する立場にあるので、直接関わることは難しいとのことですが、県医師会や事業引継ぎ支援センターとも連携して、医師と廃業・解散する予定の診療所等とのマッチングを図り、地域から診療所がなくならないよう努力をしていただきたいと思います。

次に、奨学金返還支援事業について伺います。

新型コロナウイルスが、学生にも大きな影響を及ぼしているようです。親の収入減で仕送りが減少したり、アルバイト収入がなくなったりして、退学を検討している学生が2割以上いるそうです。

学費の高騰や仕送りの減少を埋め合わせてきたのが、日本学生支援機構などの奨学金です。しかし、これらの奨学金は原則全て「貸与」であり、そのうちの7割が有利子です。貸付けを受けている学生は、全体の4割に上っており、卒業時には250万円から350万円の借金を背負っているそうです。しかも、就職しても非正規雇用が4割近くのため、卒業後の返済が重くのしかかっているそうです。そのため、自己破産したり、結婚や出産を断念するケースも多いと聞きます。

本県でも、県内の大学等に在籍する学生の奨学金貸与率は5割を超えていて、奨学金の返済支援が重要な課題となっているようです。

そこで、本県では、県内企業に就職した若者が在学時に貸与を受けた奨学金の返済を、産業界と共に支援することにより、本県の地域や産業を担う若者の県内への就職と定着を促進する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施しています。平成29年度から令和6年度までの8か年にわたって、毎年40名、合計320名の

支援をするということですが、これまでの実績を総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、経済的に困難な状況にある大学生等にとりまして、奨学金制度は学業を継続するための大切な支えとなっております。

一方で、就職後に始まる奨学金の返還につきましては、多くの若者にとって大きな負担であると認識しております。

このため本県では、将来を担う若者の負担を軽減し、県内企業への就職と定着を図る観点から、平成29年度に「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」をスタートさせ、奨学金の返還支援を行っているところであります。

これまでの支援対象者数の実績でございますけれども、平成29年度が19名、平成30年度が32名、そして令和元年度が50名となっております。

○横田照夫議員 新型コロナウイルスの影響により、親の仕送りやアルバイト収入の減少で退学を考えている学生もいる中、奨学金の返還を県から支援してもらえるのであれば、新たに貸与を受けてみようという学生も増えるのではないのでしょうか。

このような大変な状況だからこそ、この事業の支援対象者を増やすことはできないものかと考えますが、総合政策部長いかがでしょうか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本事業は、議員からもございましたとおり、平成29年度を初年度として、毎年度40名、8年間にわたって合計320名を支援する制度設計としておりますが、令和元年度は、支援予定人数を超える50名を支援対象とするなど、若者の県内定着を促進する観点から、柔軟に制度を運用しているところで

あります。

来年度以降に就職を控える大学生等が、安心して学業に取り組むことができますよう、今後とも、社会情勢や学生・企業のニーズを踏まえながら、年度ごとの支援対象者数を調整するなど、適切な制度運用に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 コロナ禍の影響で退学を余儀なくされる学生が少しでも少なくなるよう、御努力をお願いいたします。

次に、農業経営収入保険について、農政水産部長に伺います。

9月6日に九州に最接近した台風10号は、接近時の勢力は過去最強クラスで、最大瞬間風速80メートルの猛烈な勢いに発達すると予報でしたが、奄美諸島に接近した頃から急速に弱まりました。もし、予想された勢力で接近していたら、本県農業にもどれだけの大きな被害が出ていたか分かりません。

農業には、そういう自然災害や、農家の経営努力ではどうしても避けられない様々なリスクがあり、そういうリスクが収入減少をもたらし、経営を圧迫します。そこで、平成31年1月から、農家の収入減少を補償するための収入保険制度が開始されました。

これまでの農業共済は、品目が限定され、価格低下による収入減は対象外でしたが、この収入保険は、品目の限定は基本的になく、価格低下なども含めた収入減少をサポートするものです。

具体的には、農家ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補填されます。保険料は、当然農家負担もありますが、国庫補助もあります。農家の経営を守る総合的なセーフティネットと言え

ます。

今年の1月に日本政策金融公庫が行った調査では、この収入保険に加入済み、もしくは加入予定と回答した割合は44.6%だったそうです。本県の現在の加入状況をお聞かせください。

○農政水産部長(大久津 浩君) 農業経営収入保険を、より強力に推進しますため、県、農業共済組合、関係団体などによる「収入保険推進協議会」を、今年8月までに、県段階と各地域に設立したところでございます。

当協議会では、野菜や果樹、花卉といった重点推進品目を定めまして、未加入者への戸別訪問を中心に、加入推進に積極的に取り組んでいるところでございます。

こうした取組の結果、10月末現在の加入状況は、申込み手続中のものも含めまして2,049経営体となり、本年3月末時点と比較いたしまして694経営体増加しております。

○横田照夫議員 肉用牛肥育経営に牛マルキン制度があり、相場下落等によって牛1頭当たりの所得が赤字になった場合、その赤字幅の9割が補填されて、経営をサポートしています。直近でも、コロナ禍による相場下落で大きな赤字が出ましたが、牛マルキンの補填により経営が救われているという現状があります。

そこで、改めて、コロナ禍での牛マルキン制度の状況と肥育農家への支援状況について伺います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 牛マルキンにつきましては、新型コロナの影響により、枝肉価格が大幅に低下し、4月以降継続して交付金が交付されております。

また、肥育経営支援といたしまして、国は、牛マルキンの生産者負担金の納付猶予や、交付単価算定方法の見直しに加えまして、肥育農家

の経営体質強化に向けました奨励金を交付しております。

さらに、本県独自の緊急的な対策といたしまして、肥育経営改善のための飼料や、肉質分析等の体制強化を行うとともに、国内需要の回復等を見据えた肥育素牛導入の奨励金を交付しているところでございます。

現在、和牛肉は、量販店やネットでの販売等が好調で、枝肉・子牛価格ともに回復基調ではございますが、県といたしましては、引き続きコロナ禍での影響等を注視しながら、生産者の皆様が安心して経営に取り組めるよう支援してまいります。

○横田照夫議員 牛マルキンによって多くの肥育農家が救われているように、収入保険制度がセーフティーネット機能を十分に発揮するためには、より多くの農家が加入する必要があると思いますが、さらなる加入推進に向けた県の取組についてお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 頻発します気象災害や植物の疫病、さらには新型コロナウイルスの影響など、あらゆるリスクに備える観点から、農業経営収入保険に、より多くの生産者に加入していただくことが大変重要と考えております。

このため、7月議会で予算措置いたしました「農業経営収入保険加入拡大重点対策事業」では、JA部会などの生産者団体を通じて、制度の勉強会や加入意向に関するアンケート調査などを実施いたしまして、制度に対する理解の醸成と、集団加入の推進に現在努めているところでございます。

また、次期長期計画の中におきましても、収入保険や、先ほどの牛マルキンなど、農業セーフティーネットの充実による、危機事象に負け

ない営農体制の強化を施策の柱に位置づけまして、今後とも安心して営農できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひ、収入保険推進協議会を中心に、理解の醸成と加入推進に御努力いただきますようお願いいたします。

次は、国スポに向けた競技力向上について、教育長にお聞きします。

2026年に開催予定だった国民スポーツ大会宮崎大会は、コロナウイルスの影響で2027年に延期になりました。

先日、スポーツ振興対策特別委員会で、延岡星雲高校のアーチェリー部の取組を視察調査しましたが、何とも心もとありませんでした。

宮崎大会は1年延期されたとしても、もう目の前に来ているのに、各競技団体の国スポへの取組・熱意はまだまだ感じられないという意見も聞きます。

地元での開催に手を挙げた以上、天皇杯獲得に向けて最大限の努力をすべきだと考えます。現時点での競技力向上に向けた取組の状況をお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 本県では現在、競技力向上対策本部を中心に、推進計画に基づき、選手の育成・強化や指導者養成といったソフト面や、練習施設や備品の整備といったハード面について、計画的・戦略的に事業を推進しているところであります。

具体的な選手強化につきましては、各競技団体が、国民スポーツ大会での目標達成に向けた強化計画等を策定し、強化練習や遠征試合等を計画的に実施しているところであります。

また、国民スポーツ大会の本県開催がお話にありましたが、1年延期されたことを受けまして、各競技団体には、ターゲットエージの発掘

・育成等を含めて、見直しをお願いしているところでもあります。

今後とも、天皇杯獲得という大きな目標を目指し、競技団体等と協議を重ねながら、また機運の醸成も図り、さらなる競技力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 私は、小林秀峰高校とその周辺の取組に大きな関心を持っています。小林秀峰高校には、ハンドボール部と新体操部という、何度も全国優勝を経験した全国トップレベルの部活動があります。両種目の特徴は、どちらも小中高を通した一貫体制が取られているということです。

ハンドボールは、小林秀峰高校の選手の多くが、小林市立三松中学校ハンドボール部の出身だし、三松中のほとんどの選手が、小学校のときにハンドボールを始めているそうです。さらに、地域を挙げた連携が盛んで、小林秀峰の選手が中学生を指導したり、三松中の選手が小学生と練習試合をするなど、垣根を越えた交流がレベルの向上につながっているそうです。

全国レベルにある三松中ハンドボール部は、教諭である顧問と、外部指導者である監督の2人体制で指導をしているそうです。監督はN T T勤務で、ボランティアで指導に当たり、全国の頂点が見えるレベルにまでに引き上げたそうです。

小林市では、毎年、新体操演技会が開かれています。前回の宮崎国体の4年前に、体操競技実演会として始まったこの新体操演技会は、県内外から、高校や大学の強豪チームや個人選手が出演する「男子新体操の祭典」ということで、小林市に根づいていて、その華やかな演技を見ようと、多くの観客で埋まるそうです。

当時、小林秀峰高校の前身である小林工業高

校の器械体操部の監督だった方が、1977年に新体操部に切り替えられ、指導者として国士舘大学OBを呼び、その2年後に開催された宮崎国体で、初優勝を勝ち取られたそうです。わずか3年目の快挙でした。

国体を機に全国上位の常連になった小林工業高校は、後の小林秀峰高校も含めて、全国制覇は高校総体4回、選抜大会6回、国体3回を数えます。小林体操協会副会長は、「全国に先駆けて小中高の一貫した育成体制を確立できたのが、強豪であり続けた要因だ」と言っておられるそうです。

地元就職した卒業生が指導者になり、20年ほど前に、小林中学校とえびの市立上江中学校に新体操部ができ、未就学児から所属できるジュニアクラブもできて、高校の新入生は経験者ばかりで、最初から高い水準での練習が可能になったということです。

このように、小中高一貫指導体制を取ることが競技力向上につながると考えますが、県の考えをお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 少年競技力向上を図る上で、小中高が連携した一貫指導体制のもと、計画的・継続的に強化を図っていくことは、大変有効なことであると認識しております。

このため現在、県教育委員会では、競技力の高い中学校を競技力向上拠点校として指定し、高校の強化指定校と中高一貫指導体制による強化を図っているところでもあります。

今後は、小学生等のジュニアクラブ等と拠点校や強化指定校を連携させ、小学生から高校生まで継続した指導体制のさらなる充実に向け、競技団体と共に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 小中高一貫指導体制がいかに競技力向上につながるかは、小林秀峰高校の実例で明らかです。

現在、中高一貫競技力向上拠点校として、中学校で18校、14競技、28部が指定されているようですが、高校の強化指定校との間でどのような形で連携を取っているのかをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、指導力のある指導者の下、中高6年間で選手の強化に取り組むことは、大変重要であると考えております。

そのため、中学校の拠点校の指導者には、県教育委員会が行う高校の強化指定校の顧問研修会に参加を求め、トップレベルの指導法を学ぶとともに、中高の指導者が一緒になって選手を育成・強化しようとする意識がより高まるよう取り組んでいるところであります。

また、拠点校においては、強化指定校と合同練習を行い、高校の指導者から中学生が直接指導を受けるなどの、中高一貫した指導体制の充実を図っているところであります。

○横田照夫議員 国スポで総合成績を上げるためには、未普及競技に力を入れることも大事と聞きます。

現在、国スポ競技種目で、本県中学校に部活動がない競技が21あります。未普及競技の競技力強化を図るためにも、先ほどの強化指定校と同じように、強化をしようとしている高校の近隣の中学校に、それらの部活動を設置することが有効ではないかと考えます。

例えば、アーチェリーは延岡青雲の近くの東海中に、なぎなたは宮崎南の近くの本郷中にといった具合に部活動を設置したらどうでしょうか。

県では、本年度から「未普及競技選手育成事

業（ひむかサンライズプロジェクト）」を通じて、県内の中学校に部活動がない国スポ正式競技の強化を支援していくということですが、どのような支援になるのか、未普及競技の中学校部活動設置についても含めて、考えをお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 天皇杯を獲得するためには、未普及競技の強化も大変重要な課題であると認識しております。

そのため、県教育委員会といたしましては、お話にありましたが、今年度より「ひむかサンライズプロジェクト」として、小中学生を対象に、強化練習会やオリンピックなどを招聘した講習会等を行い、未普及競技のジュニア選手強化を図っているところであります。

また、競技団体等におきましても、幅広く選手を確保するため、ジュニアクラブ等を立ち上げ、選手の育成・強化に取り組んでいただいておりますが、中学校部活動の設置につきましても、強化策の一つとして有効な手段であると考えられることから、市町村教育委員会と連携し、実情に応じ対応してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひ、市町村教育委員会と意見を一つにして、しっかりと連携して競技力向上に取り組んでいただければと思います。

次は、国宝指定についてお尋ねします。

宮崎県には、残念ながら国宝が1つもありません。全国で国宝がないのは、徳島県と本県の2県だけです。西都原西方の大地にある百塚原古墳群から出土した「金銅馬具類」は国宝になっていますが、東京の五島美術館所蔵となっており、宮崎県の国宝とはなっておりません。

宮崎県には、国富町萬福寺の「木造阿弥陀如来及両脇侍像」をはじめ、22の国指定重要文化

財があります。

佐土原に「大光寺」という、1335年に岳翁長甫というお坊さんが創建した古刹があります。鎌倉時代から室町時代にかけての後醍醐天皇の時代です。大光寺には、「木造騎獅文殊菩薩及脇侍像」と「乾峯土曇墨蹟」「木造乾峯土曇坐像」「木造岳翁長甫坐像」の4つの国指定重要文化財があります。

乾峯土曇は、鎌倉時代の名僧で、大光寺を創建した岳翁長甫の師と言われている人です。この4つの国指定重要文化財は、いずれも室町時代のもので、地元からは「これのうちの1つでも国宝に指定されないものか」という声があります。

本県に国宝が1つもないことは、何とも寂しいし、情けないです。22ある国指定重要文化財の中で、どれか1つでも国宝に指定してもらうことはできないでしょうか。

文化財が国宝に指定されるまでの流れと本県における可能性について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 国におきましては、我が国にとって歴史上、芸術上、また学術上価値の高い美術工芸品などの「有形文化財」のうち、重要なものを「重要文化財」に指定し、その中で世界文化の見地から、特に価値の高いものを「国宝」に指定しているところでありませ

す。これらの指定については、文部科学大臣が国の文化審議会に諮問し、専門調査会の検討を経て審議会の答申を受けた後、文部科学大臣が指定することとなっております。現在、本県の国指定重要文化財は22件ありますが、お話にありましたとおり、国宝はございません。

県としましては、これらの文化財につきまし

て、さらなる評価をいただくためにも、文化庁の調査官に見ていただく機会を設けるなど、文化庁に対して、本県の文化財情報の提供を行うとともに、県内で眠っている文化財の掘り起こしにも引き続き取り組むなど、国宝指定の可能性について、鋭意探ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 何としても、最後の県にはなりたくないですね。五島美術館の金銅馬具類を戻してもらうことが一番早道じゃないかと言う人もおられますが、そういうわけにはいかないですね。

今の説明では、文化庁の調査官に何回も見てもらって、文部科学大臣に推挙してもらうことが大事だと感じますので、そういう機会を数多くつくっていただきますよう要望いたします。

路面標示についてですが、最近、車を運転していて、センターラインや横断歩道、停止線などの路面標示が消えているのを感じていて、質問しようと考えていましたが、初日の野崎議員の質問に警察本部長が答えられましたので、要望だけにとどめ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕（拍手） 郷中の会の有岡です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は、県議会議員として、10年という節目を迎え、これまでの一般質問を通しての成果と課題について、再度見直してみました。その中から、幾つかの質問を再度お尋ねいたします。

それでは、知事の政治姿勢について質問してまいります。

私が20代の頃、地元役場の職員時代に宮崎県においては、「新ひむかづくり運動」が提唱され、「何でも挑戦、みんなが参加」を合い言葉に、県職員の皆さんも積極的に活動され、エネルギーギッシュなイメージがありました。

私の自宅にある先月のカレンダーの標語に、「何事も結果を考え過ぎると 決断力も実行力も鈍る」とあります。現在は議員の立場ではありますが、県職員の皆さんと接する中で感じるのは、慎重な上に慎重、保守的な姿です。

その原因の一つとして、私はエコクリーン問題があると考えております。これまで何度も取り上げていますが、平成13年度の設計の段階から、安全管理意識が欠落し、地盤の弱い場所に、くいを打たないプレキャスト工法を採用したことが最初の間違いです。

そこで、平成17年当時のエコクリーン公社の役職員が作成した総括文書では、平成17年2月に行われた浸出水調整池における水張り試験について、漏水があり、県に報告しています。そのとき、県は特段の指導はせず、「あまり沈下や漏水と言わないほうがいい」と言動を注意されたとあります。

現場からの声に耳を傾け、県が適切に対応していれば、調整池の破損等の問題は生じなかったと総括されていますが、知事の御見解をお伺いいたします。

次に、調整池の破損から2年遡った平成15年、浸出水調整池施工業者が独自にボーリング

調査を行った結果、地盤沈下が起きる危険性を察知し、くいを打たなければ地盤沈下のおそれがあるので、くいを打つべきと公社に進言したが、くい打ちをしないプレキャスト工法で工事を進めました。

平成15年当時、施工業者から公社に、安全対策のため工法の変更について進言があったことを、知事は承知していたのかをお伺いいたします。

続いて、職員のメンタルダウン防止について総務部長にお伺いします。

平成28年6月の一般質問で、職員のメンタルダウン防止について副知事にお伺いし、ストレスチェックの導入などを伺いました。現在、職員のメンタルダウン防止について、どのような取組を行っているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問は終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

エコクリーンプラザみやざきにおける浸出水調整池の水張り試験時の対応についてであります。

エコグリーンプラザみやざき問題につきましては、弁護士等の専門家から構成される外部調査委員会におきまして、専門的かつ客観的な立場から真摯に検討いただき、その結果を調査報告書にまとめていただいたところであります。

この報告書では、宮崎県環境整備公社は、県に対し、水張り試験で漏水が確認された旨を報告、その対応策として、防食材を防水・防食材に変更し止水することを説明し、説明を受けた県職員は、憂慮されるような状況ではないとの認識であったことが記載されておりますので、職員は、公社の判断を尊重したものと考えてお

ります。

次に、施工業者から公社への工法変更に係る進言についてであります。

外部調査委員会の調査報告書に、施工業者の事実申立て内容として、「沈下が予想されたので支持杭又は地盤改良杭等の検討をお願いした」と記載されていることは承知をしております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（吉村久人君）〔登壇〕 お答えします。職員のメンタルダウン防止の取組についてであります。

まず、未然防止を図るための一次予防として、職員の年齢や職位に応じたメンタルヘルス研修会や、全職員を対象としたストレスチェックと、その結果に基づく個別相談や職場環境改善指導等を実施しているところであります。

さらに、二次予防として、不調の早期発見に努めるため、こころの健康相談専門員や精神科医等による面接相談を行うなど、職員が相談しやすい体制を整えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。

まず、エコクリーン問題について再度、知事に質問をしてみたいです。

令和2年3月に公社がまとめましたエコクリーンプラザみやざき問題の取りまとめを精査してみると、エコクリーン問題の経緯の中で、「平成17年2月調整池の水張り試験を実施、にじみを確認」とだけあります。

実際は、平成16年10月から漏水を確認していた中で、にじみを確認したと書かれていますが、知事が答弁された工事については、記載されていません。このように、公社のまとめに対しても、大切な核心部分が記載されていない状

況です。

そこで、6月の質問でも申し上げた、平成21年「きちんとした公社による内部調査もせず、告訴された5人の職員に理事会での弁明の機会すら与えられず」とあります。

やはり、当事者の話を聞くことが必要なプロセスと考えますが、知事の御見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 当事者への意見聴取につきましては、当時、外部調査委員会におきまして、当事者を含む公社役職員や業者などの関係者から、事実申立書を受領し、事実聴取を行うなど、十分かつ丁寧な調査を進めていただいたところであると、理解をしております。

○有岡浩一議員 当事者によりますと、外部調査委員会の意見聴取は、一方的な任意調査であり、外部調査委員長のコメントでは、「任意調査で個人の責任の範囲まで踏み込めなかった。関係者の処分の際は、公社等において取り組まれない」とあります。

そこで、再度知事にお伺いいたします。

令和元年8月に、平成17年当時の役職員と県の担当課長が面会した際、話の内容を知事にしっかり報告してほしいとおっしゃっています。担当課長からどのような報告があったのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） エコクリーンプラザみやざき問題につきましては、これまでも、適宜、担当課から報告を受けているところであります。

当時の役職員との面会につきましても、一連の問題に対する県民へのおわび、平成17年当時の浸出水調整池をめぐる公社の様子、外部調査委員会の調査や刑事告訴における県や公社の対応に対する考え、また、エコプラザ問題につい

て、総括を求めるなどの発言があったと報告を受けたところであります。

○有岡浩一議員 知事からるる答弁いただきました。まずは、来年3月の県によるエコプラザ問題についての総括、そういった報告を待ちたいと思います。今後の再発防止ということをご大きな課題にしておりますので、公社のまとめ、17年の役職員の総括、県による総括を今後とも整理していきたいと考えております。

次に、総務部長に再度、職員のメンタルダウン防止の取組についてお伺いいたします。

職員自身、御本人が一次予防・二次予防の段階の判断は難しく、職員一人一人に必要な取組をつなぐために、どのような周知を行っているのかお伺いいたします。

○総務部長(吉村久人君) 職員のメンタルダウン防止の取組につきましては、各所属の所属長等への説明会や、職員に対するメンタルヘルス研修会において、取組体制の説明を行うとともに、全庁掲示板により、毎月、相談窓口に関する案内を行っているところであります。

今後、メンタルダウンの未然防止並びに不調の早期発見に努め、職員一人一人が、悩みやストレスを抱え込まず、相談窓口等を気軽に活用できるよう、様々な機会を捉えて周知してまいります。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。職員の皆さんお一人お一人が、宮崎県の、そして宮崎県を支える大切な宝であります。ぜひとも、相談窓口等を気軽に活用できる職場になってほしいと願っております。

次に、福祉保健部長にお伺いいたします。

平成27年度に開所された児童心理治療施設「ひむかひこぼえ学園」について、平成29年6月に質問しました。その後の児童の入所及び受

入れ体制について、お伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 児童心理治療施設につきましては、社会生活への適応が困難となった児童に、必要な心理治療や生活指導を行うことを目的としており、施設職員には、専門的な知識や高い処遇力が求められることから、心理士や看護師などの専門職を手厚く配置することとなっております。

県といたしましては、平成27年度に開所されてから、児童相談所などの関係機関を交えた連絡会議を開催するとともに、段階的に児童を入所させるなど、職員の知識や経験の蓄積を図りながら、円滑な施設運営を支援してきたところです。

当初、4名からスタートした入所児童につきましては、令和2年11月1日現在で18名となっております。引き続き、職員の処遇力向上を目的とした研修機会の確保など、受入れ体制の充実に向けて、必要な支援や助言を行ってまいります。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。子供たちの虐待という問題が今、大きく取り上げられておりますが、子供たちの明るい未来を願い、子供虐待防止オレンジリボンたすきリレーが宮崎でも取り組まれております。オレンジリボンは児童虐待防止の象徴として、活動の広がりを期待しております。

次に、里親制度について、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。本県の登録数及び委託児童数の現状についてお伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 保護者による養育が困難であるなど、社会的養育を必要とする児童が健やかに成長していくためには、より家庭的な環境の下で養育されることが重要であります。

県では、里親等への委託を推進しており、令和元年度末時点の登録里親数は131世帯、里親に委託されている児童数は45人となっております。

○有岡浩一議員 ただいま、令和元年度の登録里親数が131に伸びている、委託児童数が45人とありましたが、平成24年は登録里親数は111ということで、確かに伸びております。しかし、委託児童数は66人だったものが45人に減ってきているという現状です。

登録里親数が年々増えている中で、委託児童数が減少しているということは、一つの課題ではないかと思っておりますが、里親制度の普及啓発に向けた県の取組について、再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 里親制度の普及啓発としまして、県では、インターネットやテレビ・ラジオ等を利用した啓発イベントを実施するほか、10月の里親月間には、県内の大型ショッピングセンターで、チラシの配布等の広報活動を行っております。

また、NPO法人に委託して開設した「里親普及促進センターみやざき」と、児童相談所や児童養護施設とが連携し、里親に関心のある方を対象に、説明会や相談会、出前講座を開催しております。

引き続き、里親制度の理解促進及び里親登録者数の拡大に向けた啓発活動に、関係機関と一体となって取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 関係機関と取り組むことは大切ですが、実態として、サポートやマッチングを行うケースワーカーの負担が大きいと伺っております。

そこで、全国的には委託児童数が伸びている中で、他県が取り組んでいる里親制度専門ケー

スワーカーの取組等も検討すべきと感じました。子供たちに明るい未来を届けるためにも、今後とも御検討をお願いいたします。

次に、農政水産部長にお伺いいたします。

本年1月に農業視察を兼ねて、ニュージーランドのロトルア市を訪問してまいりました。花卉農園で地熱・温泉を利用したガーベラ温室栽培や、キウイフルーツ農園などを視察しました。恵まれた環境を生かした農業や、海外からの多くの季節労働者を使った大規模農業が展開されていきました。

現在、新型コロナウイルスの影響で人材確保が難しいと思ひ、調べてみると、人手不足の解消策として、キウイフルーツの収穫ロボットが登場していました。このように、その土地その環境の中で知恵を絞り、工夫し、難局を乗り越えています。

そこで、宮崎県の農産物の生産現場において、病虫害対策や安全安心な農産物の安定生産に取り組む、宮崎方式ICMを調べてみました。基礎の部分は、土づくりや適正な施肥・かん水があり、微生物や天敵による病虫害への対策など、総合的な作物管理による高収量・高品質な作物生産が、儲かる農業の実現につながっています。

そこで、宮崎方式ICMについて、これまでの取組の効果と今後の展開をお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県では、宮崎方式ICMの取組を推進するため、キュウリやピーマンなどの本県の主要9品目におきまして、品目別ICMの指標を作成いたしますとともに、実証圃の設置や研修会開催への支援等を通じ、速やかな普及に努めているところでございます。

現在、キュウリやピーマンなどの施設野菜では、基本技術として定着しつつありまして、宮崎市内の促成キュウリ栽培では、複合環境制御技術と組み合わせまして、県平均収量の1.5倍を達成するなど、収量や品質の大幅改善につながった、複数の優良な生産集団も生まれているところでございます。

今後とも、JAや関係機関一体となりまして、宮崎方式ICMの実践をより多くの産地や品目に普及・拡大し、稼げる農業の実現に向けて、しっかり取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 都市部のお店に何うと、宮崎の農産物はおいしいと大変評判がいいようです。今後とも、おいしい農産物の生産基地として、宮崎方式ICMの普及拡大を期待しております。

次に、種苗法の改正についてお伺いいたします。昨日、前屋敷議員からも質問がありましたが、今国会で本日成立した種苗法の改正の概要について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 種苗法の改正につきましては、日本で開発されたイチゴやブドウなどの優良品種が不正に海外に持ち出されて産地化されるなどの事例を踏まえまして、育成者の知的財産権を守るとともに、新たな市場として輸出に活路を見いだす日本農業への影響を回避する観点から、今国会におきまして、議員御指摘のように、本日午前中に改正法が成立したところでございます。

主な改正内容といたしましては、育成者が品種登録時に海外流出を防止するため、国内外での栽培地域を限定できるようになります。また、農家が登録品種の収穫物の一部を次期作のために使う自家増殖につきましては、許諾制を必要とする内容等が盛り込まれたところでござ

います。

○有岡浩一議員 再度お伺いいたしますが、本日成立した改正種苗法は、来年4月1日施行予定ですが、本年6月の高橋議員の一般質問でも、一般品種が全体の9割程度を占めていて許諾制の対象にならないなど、全体像が分かりづらいために、関係者が不安を持っているようです。

そこで、今回の種苗法改正について、どのように周知されていくのか、再度お伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 種苗法の改正につきましては、農業者等から不安の声もあることは承知しております。これは、改正に伴う影響の範囲や程度についての丁寧な説明が十分ではなかったことも一因であると考えております。

このため県といたしましては、引き続き法改正に係る情報収集に努めますとともに、本県での国によります早期の説明会の開催と、さらに説明会での、農家はもとより関係者への丁寧な説明を求めるなど、改正内容を速やかに周知してまいりたいと考えております。

また県では、総合農業試験場におきまして、米や野菜、花、お茶等の品種を育成しておりますので、今後も優良な品種の育成に努めるとともに、法改正により許諾制の対象となる登録品種につきましては、許諾料や手続等が農業者の大きな負担とならないように、しっかり対応してまいります。

○有岡浩一議員 次の質問に参ります。景観形成の促進について、県土整備部長にお伺いいたします。

昨年5月に、国土交通省のガーデンツーリズム登録制度に「宮崎花旅365」が登録されるな

ど、宮崎らしい景観形成が進められているようです。そこで、観光ホスピタリティ（おもてなしの心）の推進として、本県の美しい宮崎づくりについての取組の現状をお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 美しい宮崎づくりは、県民や事業者と行政が連携し、本県の魅力ある景観を県民共有の財産として守り、創り出し、活用する取組であります。

このため県では、魅力ある景観づくりに取り組む方々を、美しい宮崎づくり活動団体として登録の上、支援を行っております。現在、その団体数は130を超え、年々、活動の輪が広がってきております。

また、新たな取組として、宮崎駅西口と中心市街地を結ぶ高千穂通りを、四季折々の草花で彩り、居心地のよい空間にする「花みちプロジェクト」を立ち上げ、今月6日には、地域の方々がチューリップの球根を自ら植える、参加型イベントを予定しております。

県としましては、引き続き、景観行政団体である市町村と連携しながら、県民や事業者との協働による美しい宮崎づくりに、全庁的に取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 美しい宮崎づくりが、多くの県民の皆さんに参画していただき、オール宮崎の活動になり、県民の自信と誇りへと発展されることを期待しております。

次に総合政策部長に、デジタル化推進についてお伺いいたします。

多くの皆さんが、国の動向としてデジタル庁の創設に期待し、社会全体のデジタル化がどのように推進されるのか、関心が高くなっています。その中で、デジタル化の基盤となる光ファイバーの整備状況は、全国平均を下回っている現状だと認識しています。

そこでまず、今後の整備状況についてお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会全体のデジタル化が大きな課題となる中、その基盤となる光ファイバーなどの高速ブロードバンド環境の整備が一層重要になってきております

このような中、光ファイバーの世帯カバー率でございますが、全国が98.8%、それに対しまして、本県は95.1%となっております。一部の市町村において整備の遅れが見られるところでもあります。

このため県では、国に対しまして、支援制度の拡充を要望していたところでございますが、今年度、国の補正予算におきまして、要件の緩和や大幅な増額が行われたところでもあります。

こうした状況を踏まえまして、県では市町村に対し、制度の活用を働きかけたところでございます。こういったことで、来年度にかけまして、県内の家庭用光ファイバーの整備は、ほぼ完了するものと考えております。

○有岡浩一議員 家庭用光ファイバーがほとんどの世帯に普及するということが、大変期待しておりますし、普及の見込みがなかった地域の方々は、子供たちが帰って来られる、若い人たちが地域に差がなくなることによって定住できると、そういったことも含めて、今後大きく期待していきたいと思っております。

それでは、次の県立産業技術専門校について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

先日、地元企業の経営者と会話をする機会がありまして、その経営者は、若手を育てることの大切さを訴えられました。特に、県立産業技術専門校の卒業生を採用したいと取り組んでい

るそうですが、既に就職が決まっています採用できなかつたと聞きました。

大変人気があるようです。ありがたいことではありますが、求人のニーズがある中で、定員充足率が100%になっていないと伺いました。定員充足率の状況と入学生確保に向けた取組について伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県立産業技術専門校の入校時の定員充足率は、平成27年度までは80%台を維持しておりましたけれども、平成28年度に80%を割り込み、29年度、30年度は65%となったところであります。

このため、推薦枠の拡大など入試制度の見直し、広報媒体を活用した情報発信や高校等への訪問活動の強化、さらには、新たに施設見学会を実施するなど、様々な対策に取り組んでいるところであり、ここ2年間は80%台を回復しております。

今後、即戦力となる人材のニーズはますます高まると考えておりますので、実践的な各種資格が取得でき、就職にも強いといった県立産業技術専門校の魅力をしっかりと周知しながら、入校生の確保に向けて取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 ぜひ、入校生の確保に取り組んでいただきまして、確実に求人のニーズがあり、宮崎で活躍してもらえる人材が1人でも多く巣立ってもらえることは、大切な取組です。関係者の努力に感謝するとともに、今後の発展を期待しております。

次に、消防指令業務（119番）の共同運用について、危機管理統括監にお伺いいたします。

本年3月、大分県では、県及び県内18市町村が消防指令業務の共同運用に関する協議を行い、県内119番の通報を一手に受ける共同指令センターの整備を進めることとしています。都道

府県単位での一元化は、全国初の試みとなります。令和6年4月からの運用開始を目指すとあります。

そこで、本県の消防指令業務の共同運用についての取組をお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 消防指令業務の共同化につきましては、平成30年4月に改正された消防の広域化に関する国の基本指針に基づきまして、消防本部や市町村と検討を行い、令和6年4月1日を目途に、非常備町村も含めた県全体を一つの区域とする消防指令業務の共同化を目指すことを盛り込んだ県の広域化推進計画を、平成31年3月に策定いたしました。

この計画を踏まえまして、県消防長会を中心として、県も加わり、共同化の実現に向けた検討・協議を行ってきているところであり、現在、先ほど議員からの御質問にありましてとおり、先進県であります大分県の事例も参考にしながら、検討すべき課題等について整理しているところでございます。

県といたしましては、今後とも、共同化の実現に向け、協議が進展するよう、必要な助言や情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 大分県の事例も参考にしているだけということですが、どういうメリットがあるのか、なかなか分かりづらいと思うんですね。そういった意味では、119番通報を一手に引き受けることによって、消防指令業務の共同化のメリットが、どういうものがあるのか、せつかくの機会ですので、詳しく御紹介いただければと思っております。危機管理統括監、お願いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 消防指令業

務の共同化によるメリットといたしましては、まず、情報の一元化により、近隣消防本部間での連携が強化され、現場到着時間の短縮効果のほか、大規模災害時の相互応援の円滑化などが期待されております。

また、指令業務職員配置の効率化によりまして、現場配置職員の増強が図られますとともに、消防指令システムの整備費や維持管理費が効率化できることなどが挙げられます。

○有岡浩一議員 大分県が一步進んで取り組んでおります。その中で、宮崎県におきましても、現場の消防署職員の皆さん、または市町村長の理解をいただき、よりよい形で取り組んでいただき、安心安全な地域づくりに努めてもらうことを希望いたします。

次の質問に入らせていただきます。

11月3日、文化の日に、文化財防災の番組を見ていると、熊本県の文化財レスキューの話題がありました。熊本県は、熊本地震以来、毎年のように大きな自然災害に遭い、多くの歴史資料が被害を受けたようです。災害ごみとして廃棄される前に、熊本県では文化財レスキューを行い、水につかった古文書など934点の救出につながったそうです。

そこで、文化財の被災に備え、地域において、未指定も含めた文化財の把握やレスキュー人材の育成が必要と考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、これまで、県内の文化財に関する様々な調査を行ってきたところでありますが、全てを網羅するには至っておらず、保護すべきものが残されているものと認識しております。

災害時には、それらも含め、レスキューの対象になると思われまますので、地域の貴重な財産

を守るためには、まずは市町村がその所在を把握することが大変重要であり、様々な機会を通じて、しっかりと協議してまいりたいと考えております。

また、文化財が被災した場合には、情報収集や救出等の場面において、地域住民の方々の協力が不可欠となりますので、文化財のレスキュー活動に関する展覧会や、県民を対象としたワークショップを実施し、災害時に協力をいただけるよう、意識の醸成等に努めているところであります。

今後とも、市町村や関係機関・団体と連携し、県民の理解と協力をいただきながら、文化財を守る取組を進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 文化財のレスキューということで考えてみますと、どこにどういった文化的価値のあるものがあるのか、場所をまず把握しておくことが大切だというふうに言われておまして、これは県だけでやれるものではなく、市町村または地域の古文書等を含めて所有者、こういった人たちを把握する必要があります。そういった意味で私の経験では、地元の町史編さんとか、そういう編さん作業に携わったときに、いろんなところでどういうものがあるということを調査したことがあります。

そういった意味で、現場の市町村の中では、かなり情報を持っていると思うんですね。そういったものをもう一度整理して、災害時には支援ができるということをしつかり伝えて、再度そういう未指定の文化財も含めた管理を、今やっておく必要があるというふうに思っています。

教育長に再度質問しますが、市町村の協力を得てそういう体制を取ったときに、そういった

災害が発生した際、本県の文化財レスキュー体制というのは現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 災害時に文化財が被災した場合、県教育委員会では、総合博物館や県立美術館をはじめとする県内の文化施設から、学芸員などの専門職員を派遣し、文化財を速やかに保護し、安全な場所に運んだ上で、応急処置を施すこととしております。

また、災害の規模が大きくなりますと、県をまたいだ専門家などの支援も必要となりますので、九州知事会の政策連合項目の一つにもなっております九州・山口ミュージアム連携の取組の中で、文化財の種類に応じた専門家を派遣する広域的な相互支援の体制づくりも進めているところであります。

○有岡浩一議員 この文化財レスキューの体制の中で、一番の財産というか必要なものは、やっぱりマンパワーだと思っています。そういった意味では、経験者または県庁のOBの方、そういったいろんな方に協力してもらって、地域の中で協力してもらえ体制をつくっていく。そういった意味では、まだこれから徐々にではあるでしょうけれども、取り組んでいただきながら、この文化財のレスキューという、人命を助ける、そしてその後にもまたこういったものを保存するための取組をするという、今後大きな災害に向けてのそういった準備を進めていただきたいと思います。

では、項目としては最後の質問になりますけれども、県立宮崎病院の話をお伺いいたします。

先月、県立宮崎病院の停電が起きました。いろいろな話題がある中で、やはり最も危機管理にしっかり取り組まなければいけない病院にお

いて、電気が止まってしまうという事態が起きたことは、大変憂慮すべきこととあります。まず、基本的なことですが、停電を想定した訓練は実施されていたのかをお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立宮崎病院では、毎年、消防訓練や防災訓練を実施して、災害や停電など、非常時における職員の動きや患者への対応等について確認を行ってまいりました。

しかしながら、そうした訓練は、非常用電源が正常に作動することを前提としていたため、今回の事故のような、予備電源の喪失までは想定しておりませんでした。訓練での想定が十分ではなかったと認識しております。

○有岡浩一議員 今回の停電事故を教訓に、各県立病院の訓練マニュアルの見直しや、防災対策に関する情報共有が必要ではないかと考えますが、病院局長の御所見をお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 今回の停電事故を受けまして、県立3病院の訓練に係るマニュアルを再確認しまして、非常時の対応として不足していた内容を加えるなど、改定を行っているところであります。

また、情報共有の点に関しましては、これまでも、各県立病院で実施した施設設備の点検結果や、BCP訓練などの状況、さらにその反省点や課題などを3病院で情報共有してまいりましたが、今回の件を踏まえすと、いまだ不十分だと考えますので、さらに情報共有の取組の強化を図ってまいります。

○有岡浩一議員 今回の案件につきましては、やはり病院局だけの問題ではなくて、訓練をすることが目的となっていないかということ、もう一度検討すべきではないかと思っております。訓練のための訓練ではなくて、やはり目的

をしっかりと持って取り組むこと、そのことを全庁的に再点検すべきだと考えております。

訓示ばかり申し上げておりますが、先ほどのカレンダーの標語について、もう一言つけ加えさせていただきますが、この標語を1か月間見ておりました。「何事も結果を考え過ぎると決断力も実行力も鈍る」という、この下のほうにコメントがあるんですね。「世の中の物事というものは、いつも自分の予想通りに運ぶとは限らない。先々のことを幾らあれこれ考え、心配してみても、所詮その時になってみないと分からないもの。事の途中で予想外の事態になれば、そのときに全力で対処できる準備と覚悟を持っていけばいい。」と。

エコクリーンプラザの話をしました。その場その場で想定外の事故が起き、それに向かって現場の職員は全力で対応したと。そのことを我々は感謝すべきだと思っておりますし、その覚悟を持って取り組んでいращやる、そういうこれからの若い職員も含めて、しっかりとした準備と覚悟を持って、これからの県政に邁進されることを期待しております。

最後に、新型コロナウイルス対策や鳥インフルエンザ対応に御尽力いただいている多くの皆様方に感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で一般質問は終わりました。

○丸山裕次郎議長 次に、今回提案されました議案第1号から第33号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第30号から第33号まで採決

○丸山裕次郎議長 まず、収用委員会委員及び収用委員会予備委員の任命の同意についての議案第30号から第33号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第30号から第33号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第29号まで及び請願委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第29号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日3日から8日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、9日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時43分散会

